

別表（第3条関係）

行為の種類	図書			
	種類	縮尺	部数	備考
日光市景観条例第15条第1項又は、第21条第1項に該当する建築物等の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え	付近見取図	2, 500分の1以上	2	
	配置図	200分の1以上	2	
	各階の平面図	200分の1以上	2	
	各面の立面図	200分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部の仕上げを記載すること。
	外構平面図	200分の1以上	2	植栽は、木竹名を記載すること。
	状況カラー写真		1	
日光市景観条例第15条第1項又は、第21条第1項に該当する建築物等の外観の過半にわたる色彩の変更	付近見取図	2, 500分の1以上	2	
	各面の立面図	200分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部の仕上げを記載すること。
	状況カラー写真		1	
日光市景観条例第15条第1項又は、第21条第1項に該当する宅地の造成、その他の土地の形質の変更	付近見取図	2, 500分の1以上	2	
	平面図	500分の1以上	2	変更前は点線、変更後は実線で記載すること。
	断面図	500分の1以上	2	同上
	植栽計画図	200分の1以上	2	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、あわせて木竹名を記載すること。
日光市景観条例施行規則第7条第1項に該当する木竹の伐採	付近見取図	2, 500分の1以上	2	
	地形図	500分の1以上	2	同上
	状況カラー写真		1	
景観重要建造物等の移転、解体、除却	付近見取図	2, 500分の1以上	2	
	状況カラー写真		1	

備考

- この表において「外構平面図」とは、門、垣、塀、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路、庭園等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- この表において「状況カラー写真」とは、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。